

## 5 栄養機能食品

栄養機能食品とは、特定の栄養成分の補給のために利用される食品で、栄養成分の機能を表示するものをいいます。

栄養機能食品として栄養成分の機能の表示を行うには、1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養成分の量が、国が定めた下限値・上限値の基準に適合していることが必要です。定められた栄養成分の機能の表示のほか、摂取する上での注意事項や消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨等、表示しなければならない事項が定められていますが、国への許可申請や届出の必要はありません（栄養機能食品の具体的な基準値及び表示事項については、34～35ページ表7「栄養機能食品に係る基準及び表示」参照）。

なお、栄養機能食品として表示をする場合は、食品表示基準に従った栄養成分表示も必要になります。

また、栄養機能食品の基準を満たしているか否かは販売時に判断するものとなりますが、販売時に栄養機能食品の基準を満たすものであっても、摂取時に栄養機能食品の基準を満たさなくなる食品に栄養成分の機能を表示することは望ましくありません。

### （1）栄養機能食品の対象となる食品区分

容器包装に入れられた一般用加工食品及び一般用生鮮食品が対象となります。

### （2）機能に関する表示を行うことができる栄養成分

脂 肪 酸（1種類） :	n - 3系脂肪酸
ミネラル類（6種類） :	亜鉛、カリウム*、カルシウム、鉄、銅、マグネシウム
ビタミン類（13種類） :	ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、 ビタミンB <sub>1</sub> 、ビタミンB <sub>2</sub> 、ビタミンB <sub>6</sub> 、ビタミンB <sub>12</sub> 、 ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、葉酸
※ただし、錠剤、カプセル剤等の形状の加工食品にあっては、カリウムを除く。	

### （3）必要表示事項

栄養機能食品として、国が定めた規格基準に適合している栄養成分についての機能を表示する場合に必要な表示事項は、次のア～セのとおりです（その他、食品の分類に応じて必要な事項（品質事項、衛生事項等）を表示します。）。

必要表示事項は全て8ポイント以上の大さの文字で表示します（表示可能面積がおおむね150cm<sup>2</sup>以下の場合は、5.5ポイント以上の大さの文字で表示することが可能です。）。

なお、生鮮食品であっても栄養機能食品として販売する場合には、必要表示事項を記載した容器包装に入れて販売する必要があります（はだか売りはできません。）。

#### ア 栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称

「栄養機能食品（栄養成分の名称）」と表示します。規格基準が定められている複数の栄養成分を栄養機能表示する場合、その順序は決められていません。

#### イ 栄養成分の機能

栄養成分ごとに定められた機能の表示を記載します（34～35ページ表7第3欄参照）。

表示内容の主旨が同じものであっても、定められた栄養成分の機能に変化を加えたり、省略したりすることは認められません。

ただし、以下の場合にはまとめて記載することができます。

- ① 一つの食品で、栄養成分の機能が同一の複数の栄養成分について、栄養機能表示を行う場合  
例) ナイアシン、ビオチン及びビタミンB<sub>2</sub>は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
- ② 一つの栄養成分に、二つ以上の栄養機能表示がある場合  
例) ビタミンAは、夜間の視力維持を助けるとともに、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。

## ウ 一日当たりの摂取目安量

「〇粒～〇粒お召し上がりください。」という旨の幅の両端をもって表示することも可能ですが、その場合は、幅の両端それぞれの一日当たりの摂取目安量に含まれる栄養機能表示成分量が、栄養機能食品の規格基準（定められた下限値・上限値の範囲内にある）に適合する必要があります。

## エ 栄養成分の量及び熱量（栄養成分表示）

「一日当たりの摂取目安量」当たりの栄養成分の量及び熱量を表示します。栄養成分表示の食品単位は、一日の摂取目安量の範囲にある一定の値でも、幅でもよいのですが、消費者が分かりやすい値とします。

機能の表示を行う栄養成分の量は、定められた方法（10～11ページ表3第3欄参照）により得られた値で表示します（栄養機能食品においては、「合理的な推定により得られた一定の値（16ページ(8)参照）」の表示は認められません。）。

また、複数の栄養機能食品を摂取することによる過剰リスクを防ぐため、機能を表示しない栄養成分であっても、強化されているものは積極的にその含有量を表示することが望ましいです。

## オ 摂取の方法

### カ 摂取をする上で注意事項

栄養成分ごとに定められた注意事項（34～35ページ表7第5欄参照）を記載します。

表示内容の主旨が同じものであっても定められた注意事項に変化を加えたり、省略したりすることは認められません。

ただし、一つの食品で、複数の栄養成分の注意喚起表示が同一の場合には、まとめて記載することが可能です。

### キ バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言

「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示します。

### ク 消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨

「本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」と表示します。

### ケ 一日当たりの摂取目安量に含まれる機能に関する表示を行っている栄養成分の量が栄養素等表示基準値に占める割合

栄養成分表示に合わせた表示とします。したがって、栄養成分表示が一定の値の場合は一定の値で、幅の場合は幅で表示します（栄養素等表示基準値は36ページ表8参照）。

### コ 栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言

「栄養素等表示基準値（18歳以上、基準熱量2,200kcal）」その他これに類する文言を記載します。

### サ 調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあっては、当該注意事項

### シ 特定の対象者に対し注意を必要とするものにあっては、当該注意事項

例）グレープフルーツ（ジュース）は、カルシウム拮抗薬の効果を増強する可能性がある 等

### ス 保存方法（生鮮食品のみ※）

常温で保存すること以外にその保存の方法に関し留意すべき事項がないものにあっては、保存の方法の表示を省略することができます。

※加工食品における保存方法の記載については、一括表示の横断的義務表示事項として規定されています（食品表示基準第3条）。

### セ その他（生鮮食品のみ）

加熱等により栄養成分に大きく変化が生じる食品については、機能を表示する栄養成分の量が食品表示基準別表第11（34～35ページ表7参照）の下限値・上限値の範囲内にあることを担保する調理法を表示します。

#### (4) 表示禁止事項

栄養機能食品に下記の事項について表示することはできません。

- ア 栄養機能食品として機能等の表示が認められている栄養成分以外の成分の機能を示す用語  
(34～35ページ表7第3欄に掲げる表示以外の機能表示は認められていません。)

イ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

#### (5) 栄養機能食品の表示が望ましくない食品

ビール等のアルコール飲料や、ナトリウム、糖類等を過剰に摂取させることになる食品等は、栄養機能食品の表示をすることによって、当該食品が健康の保持増進に資するという一面を強調することになりますが、摂取による健康への悪影響も否定できないことから、栄養機能食品の表示をすることは望ましくありません。

#### 栄養機能食品パッケージ表示例

**商品名** : ○○○ 栄養機能食品（カルシウム・鉄）

・カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。

・鉄は、赤血球を作るのに必要な栄養素です。

名称 : ○○○  
原材料名 : …、…、…／…、…  
内容量 : ○○g  
賞味期限 : 枠外××に記載  
保存方法 : 高温多湿を避けて保存  
製造者 : △△株式会社  
東京都○○市××○○○

栄養成分表示 [3粒 (1g) 当たり]	
エネルギー	3kcal
たんぱく質	0.2g
脂質	0g
炭水化物	0.6g
食塩相当量	0g
カルシウム	410mg
鉄	3.4mg

● 1日当たりの摂取目安量 : 3粒

● 摂取方法 : そのままかまざにお召し上がりください。

● 摂取をするまでの注意事項 : 本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。

● 栄養素等表示基準値（18歳以上、基準熱量 2,200kcal）に占める割合 :

カルシウム 60% 鉄 50%

● 調理又は保存方法 : 保存は高温多湿を避け、開封後はキャップをしっかりと閉めてお早めにお召し上がりください。

● 本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

**考え方**

一日当たりの摂取目安量（3粒）当たりのカルシウム及び鉄の含有量が栄養機能食品の基準値

**カルシウム : 204mg以上、600mg以下、**  
**鉄 : 2.04mg以上、10mg以下**

の範囲にあるので、カルシウム及び鉄について栄養機能表示ができます。



\*この他、特定の対象者に対し注意を必要とする場合は、その旨の記載が必要です。

○栄養素等表示基準値に占める割合は下記の表示例のように記載することも可能です。

## 栄養成分表示と栄養素等表示基準値に占める割合の表示例

栄養成分表示 [3粒 (1g) 当たり]	
熱量	3kcal
たんぱく質	0.2g
脂質	0g
炭水化物	0.6g
食塩相当量	0g
カルシウム	410mg (60%)*
鉄	3.4mg (50%)*

\* 栄養素等表示基準値（18歳以上、  
基準 熱量 2,200kcal）に占める割合

必要表示事項である栄養素等表示基準値に占める割合、栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言を表示した上で、小児や月経ありの女性等、特定の性・年齢階級を対象とした食事摂取基準を任意で表示することは差し支えありません。その場合、出典を明記します。

例) 鉄 3.4 mg (栄養素等表示基準値 (18 歳以上、基準熱量 2,200kcal) の 50%。なお、月経のある成人女性の推奨量<sup>\*</sup>に占める割合は 32%)

※日本人の食事摂取基準（2020年版）に基づく月経ありの  
18歳以上49歳までの女性の推奨量10.5mg

【表7 栄養機能食品に係る基準及び表示】食品表示基準 別表第11（第2条、第7条、第9条、第23条関係）

第1欄 栄養成分	第2欄 下限値	第3欄 栄養成分の機能	第4欄 上限値	第5欄 摂取をする上の注意事項
n - 3系脂肪酸	0.6g	n - 3系脂肪酸は、皮膚の健康維持を助ける栄養素です。	2.0g	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
亜鉛	2.64mg	亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。 亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。 亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。	15mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。亜鉛の摂り過ぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
カリウム	840mg	カリウムは、正常な血圧を保つのに必要な栄養素です。	2800mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。 腎機能が低下している方は本品の摂取を避けてください。
カルシウム	204mg	カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。	600mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
鉄	2.04mg	鉄は、赤血球を作るのに必要な栄養素です。	10mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
銅	0.27mg	銅は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。	6.0mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
マグネシウム	96mg	マグネシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。 マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素です。	300mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。多量に摂取すると軟便（下痢）になります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
ナイアシン	3.9mg	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	60mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
パントテン酸	1.44mg	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	30mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビオチン	15μg	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	500μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。

第1欄 栄養成分	第2欄 下限値	第3欄 栄養成分の機能	第4欄 上限値	第5欄 摂取をする上の注意事項
ビタミンA	231μg	ビタミンAは、夜間の視力の維持を助ける栄養素です。 ビタミンAは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	600μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。 妊娠三ヶ月以内又は妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないよう注意してください。
ビタミンB <sub>1</sub>	0.36mg	ビタミンB <sub>1</sub> は、炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	25mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンB <sub>2</sub>	0.42mg	ビタミンB <sub>2</sub> は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	12mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンB <sub>6</sub>	0.39mg	ビタミンB <sub>6</sub> は、たんぱく質からのエネルギーの産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	10mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンB <sub>12</sub>	0.72μg	ビタミンB <sub>12</sub> は、赤血球の形成を助ける栄養素です。	60μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンC	30mg	ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。	1000mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンD	1.65μg	ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。	5.0μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンE	1.89mg	ビタミンEは、抗酸化作用により、体内の脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。	150mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンK	45μg	ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。	150μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。 血液凝固阻止薬を服用している方は本品の摂取を避けてください。
葉酸	72μg	葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。	200μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素ですが、多量摂取により胎児の発育がよくなるものではありません。

【表8 栄養素等表示基準値】

食品表示基準 別表第10（第2条関係）

栄養成分及び熱量	栄養素等表示基準値
たんぱく質	81g
脂質	62g
飽和脂肪酸	16g
n - 3系脂肪酸	2.0g
n - 6系脂肪酸	9.0g
炭水化物	320g
食物繊維	19g
亜鉛	8.8mg
カリウム	2,800mg
カルシウム	680mg
クロム	10μg
セレン	28μg
鉄	6.8mg
銅	0.9mg
ナトリウム	2,900mg
マグネシウム	320mg
マンガン	3.8mg

栄養成分及び熱量	栄養素等表示基準値
モリブデン	25μg
ヨウ素	130μg
リン	900mg
ナイアシン	13mg
パントテン酸	4.8mg
ビオチン	50μg
ビタミンA	770μg
ビタミンB <sub>1</sub>	1.2mg
ビタミンB <sub>2</sub>	1.4mg
ビタミンB <sub>6</sub>	1.3mg
ビタミンB <sub>12</sub>	2.4μg
ビタミンC	100mg
ビタミンD	5.5μg
ビタミンE	6.3mg
ビタミンK	150μg
葉酸	240μg
熱量	2,200kcal

## 栄養素等表示基準値とは？

「栄養素等表示基準値」は、食品表示基準の別表第10に定められているもので、国民の健康の維持増進等を図るために定められている「日本人の食事摂取基準」で示された栄養成分等の摂取量の基準を、日本人の性別及び年齢階級（18歳以上）ごとの人口により加重平均して算出した、食品表示のための値です。性別、年齢、身体活動等の異なる個々人に合った1日当たりの栄養素等の摂取量を示すものではありません。

日本人の食事摂取基準（2020年版）が令和2年4月1日から適用されていますが、栄養素等表示基準値の数値は変更されませんでした。

栄養素等表示基準値として示している食物繊維、ナトリウム及びカリウムの値は、「日本人の食事摂取基準」で示された各種基準のうち、生活習慣病の発症予防を目的として設定された目標量を基に算出された値です。食物繊維及びカリウムは、生活習慣病の発症予防のために望ましいと考えられる摂取量よりも現在の日本人の摂取量が少ないため、積極的な摂取が望まれているものです。反対にナトリウムは、生活習慣病の発症予防のために望ましいと考えられる摂取量よりも現在の日本人の摂取量が多いため、過剰摂取の回避が望まれているものです。事業者の努力で減塩食品の開発が進み始めています。消費者が減塩等に取り組みやすい環境づくりの推進が望まれています（4ページ（3）参照）。



栄養素等表示基準値の改定に関する調査事業については、

消費者庁のホームページをご確認ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/research/2019/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2019/)